

「いわて果実」ロゴマーク利用規程

岩手県農林水産部流通課

(目的)

第1条 この規程は、別記の「いわて果実」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）について、著作権に基づくロゴマークの利用の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 ロゴマークを利用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合、岩手県農林水産部流通課（以下「県」という。）が主体となって実施する岩手県産果実の知名度向上と消費拡大の取組に利用する場合並びに県が特に申請を要しないと認めた場合を除き、あらかじめ県の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(別記様式第1号)に次の書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴマークの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、県が必要と認める書類

(利用の許諾)

第3条 県は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が岩手県産果実の利用促進及びプロモーションに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

この場合において、県は必要があると認める場合には、ロゴマークの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 ロゴマークの利用許諾の期間は、許諾した日から2年を経過する日の属する年度の末日を超えないものとする。

3 県は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書(別記様式第2号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第4条 ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合に、利用できるものとする。

- (1) 岩手県産果実を使用した製品の販売等のために使用するとき。
- (2) 岩手県産果実の販売等のために使用するとき。
- (3) 岩手県産果実の認知度向上等のためPR資材等に使用するとき。

2 ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 岩手県産果実の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (7) ロゴマークの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 別に定める「いわて果実ロゴマニュアル」に違反すると認められる場合

- (10) 利用申請の内容又は責任の所在が不明確と認められる場合
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるものと認められる場合
- (12) その他、県がロゴマークの利用が適当でないと認める場合
(利用料)

第5条 ロゴマークの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 第3条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第7条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ利用許諾内容変更申請書(別記様式第3号)を県に提出し、県の許諾を受けなければならない。

2 県は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、利用変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾期間の延長)

第8条 利用者は利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を超えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾期間延長報告書(別記様式第5号)の提出をもって、許諾を受けたものとする。

(許諾の取消し等)

第9条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(第7条の規定による追加又は変更の許諾及び第8条の規定による期間延長の許諾があったときは、その追加又は変更後及び期間延長後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第3条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマークの利用継続が不適當であると認められた場合

2 県は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 県は、利用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマー

クを利用する権利を付与し、又は商品、利用者等に対し県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 11 条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 12 条 県は、ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第 13 条 県は、ロゴマークの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴマークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、県が行う。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年 6 月 26 日から施行する。